

【目次】

- 1 県内の主なトピックス (1頁)
- 2 国や県などの取組のお知らせ (2頁)
- 3 各種助成金のお知らせ (8頁)



1 県内の主なトピックス

「いわてイクボス共同宣言」と「人材戦略セミナー」の開催の様子をご紹介します。

TOPIC 1

「いわてイクボス共同宣言」が実施されました！

平成29年1月18日に開催された「いわてイクボスプロジェクトキックオフセミナー（経営者セミナー）」において、県内の34社・団体が「いわてイクボス共同宣言」を行いました。

「イクボス」とは、NPO法人ファザーリング・ジャパンの定義によると、職場で共に働く部下の仕事と生活の両立を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司、経営者や管理職とされています。

昨年6月の知事による「イクボス宣言」の後、県内の多くの企業・団体から「イクボス宣言を行いたい」、「宣言方法を知りたい」、「宣言を広く発信したい」など様々な御意見が寄せられたため、「イクボス共同宣言」を行う企業を募集し、多くの企業に賛同いただきました。

「いわてイクボス共同宣言企業」の募集は、引き続き行います。詳しくは、[岩手男女共同参画センターホームページ](#)をご覧ください。



いわてイクボス共同宣言をした企業・団体

問い合わせ先

岩手県男女共同参画センター ☎019-606-1761
岩手県若者女性協働推進室 ☎019-629-5346

TOPIC 2

「人材戦略セミナー ～人と新しいキャリア改革の方向性～」を開催しました！

平成29年1月25日、県では、県内企業の経営者や人事担当者を対象に、人材の確保や生産性向上のための戦略についての基調講演や事例紹介を内容とする「人材戦略セミナー」を開催しました。

リクルートワークス研究所・労働政策センター長の中村天江氏が、「個々のキャリアの尊重が会社・社会を変える」と題して基調講演をしたほか、オタフクホールディングスの執行役員人事部長の島原由里子氏が「人材育成を支える多様な働き方への取り組み～社員一人ひとりが活躍する組織を目指して～」をテーマに事例紹介を行いました。

中村センター長は、多様な働き方の必要性について、「日本はどの国も経験したことがないスピードで労働力が減少しており、この構造的な人材不足を越えていくためには、多様な働き方を選択できるようにすることが重要であり、そうした多様な働き方が人をモチベートする時代へと移行する」と説明しました。

また、多様な働き方の実現のカギを握るマネジメントのあり方について、「社員のマス管理から、一人ひとりの持ち味を活かすような人材活用が必要。仕事の範囲を上司が切り分け、組み上げていくような職場は生産性が上がり、従業員の側の評価も高い」と各職場の上司の役割の重要性が示されました。



中村天江氏の講演の様子

問い合わせ先

岩手県雇用対策・労働室（雇用対策担当） ☎019-629-5592

2 国や県などの取組のお知らせ

「最低賃金の改定」や「いわて働き方改革サポートデスクの設置」等についてお知らせします。

1

必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。

岩手県の特定（業種別）最低賃金が、平成28年12月11日から改定されました。

特定（産業別）最低賃金とは…

「特定（産業別）最低賃金」は、特定の産業について設定されている最低賃金です。関係労使が基幹的労働者を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。

地域別と特定（産業別）の両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

岩手県最低賃金及び岩手県特定（産業別）最低賃金

最低賃金件名	時間額	発効日
岩手県最低賃金	716円	H28.10.5
鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	790円	H28.12.11
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	756円	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	774円	
各種商品小売業	767円	
自動車小売業	800円	

詳しくは、岩手労働局ホームページをご覧ください。岩手労働局賃金室にお問い合わせください。

⇒ http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/qyoumu_naiyou/kijunbu/chingin.html

あわせてCHECK！ 最低賃金に関する特設サイト ⇒ <http://www.saiteichingin.info/>

問い合わせ先 ▶ 岩手労働局 賃金室 ☎ 019-604-3008

2

改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法が施行されました！

平成29年1月1日より、育児・介護休業法と男女雇用機会均等法が改正施行されています。経営者の皆さんは、就業規則の見直しを忘れずに！

「育児・介護休業法」の主な改正内容

- ① 介護休業の分割取得が可能となりました。
- ② 子の看護休暇・介護休暇の取得単位が柔軟化されました。
- ③ 介護短時間勤務等の利用開始から3年の間で2回以上利用が可能となりました。
- ④ 介護のための所定外労働免除制度が新設されました。
- ⑤ 育児休業・介護休業を取得できる有期契約労働者の範囲が拡大されました。
- ⑥ いわゆるマタハラ等を防止する措置が義務化されました。

※ 改正育児・介護休業法のリーフレットを、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
⇒ http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h28_06.pdf

※ 育児・介護休業等に関する規則の規定例を、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
⇒ http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h28_08_01.pdf

問い合わせ先 ▶ 岩手労働局 雇用環境・均等室 ☎ 019-604-3010

「いわて働き方改革サポートデスク」を設置しました！

「働き方改革」に関する相談窓口をジョブカフェいわて内に設置しました。

□ いわて働き方改革サポートデスクの業務内容

「働き方改革の必要性は認識しているけれど、どのように進めたらよいかわからない、どこから着手すればよいかわからない」といった経営者や人事労務担当者等も多いはず。

県では、このような声に応え、働き方改革に関する相談窓口として、平成28年12月から「いわて働き方改革サポートデスク」をジョブカフェいわて内に設置しています。

働き方改革に関する相談のほか、働き方改革に関するセミナーや講座などの各種情報提供や関係窓口のご案内も行っていますので、下記問い合わせ先までお気軽にお問合せください。

□ いわて働き方改革推進運動への参加企業を引き続き募集しています！

いわて働き方改革推進運動とは…

「いわて働き方改革推進運動」とは、県内の企業や団体の働き方改革を進めようとする運動です。

平成29年1月末時点で、県内企業85社から本運動への参加表明をいただいています。

県では引き続き、県内の企業・団体に、この運動への参加を呼び掛けるとともに、優れた取組を表彰するなど普及を図り、県内の魅力ある雇用・労働環境づくりを推進しています。

運動に参加すると…

運動に参加いただいた企業については、「シゴトバクラシバいわて」のWEBサイトに掲載し、若者をはじめ広く県民にPRを行っています。

また、参加された企業の中から、優れた取組の企業を表彰する「いわて働き方改革AWARD」を実施し、受賞企業の取組を広くPRしています。

参加申込方法

「シゴトバクラシバいわて-企業のみなさま-」WEBサイト内にある「いわて働き方改革推進運動エントリーページ (<http://www.shigotoba-iwate.com/kigyou/kaikaku/entry.php>)」から、参加表明シートをダウンロードし、必要事項を記入のうえ、運動事務局のジョブカフェいわてに提出（メール送信）します。

引き続き募集を行っておりますので、企業の皆様の積極的な参加をお待ちしています！

□ いわて働き方改革AWARD2016 受賞企業の取組を紹介しています！




平成28年8月末までに、いわて働き方改革推進運動に参加表明いただいた県内企業等82社の中から、次の企業の方々が「いわて働き方改革AWARD2016」の受賞企業に選ばれました。

受賞企業の取組は「シゴトバクラシバいわて-企業のみなさま-」WEBサイト内の働き方改革特設ページで紹介しています。

⇒ <http://www.shigotoba-iwate.com/kigyou/kaikaku/>



働き方改革AWARD2016授賞式の様子

総合部門	 最優秀賞	株式会社北日本朝日航洋 リコージャパン株式会社岩手支社
	 優秀賞	株式会社水清建設 盛岡セイコー工業株式会社 社会福祉法人若竹会
個別取組部門	 個別取組部門賞	株式会社北日本銀行「ポジティブアクション推進プロジェクト」 株式会社ファーマ・ラボ「ファーマ・ラボのおきて」

問い合わせ・申込先

いわて働き方改革サポートデスク（ジョブカフェいわて内）

☎ 019-621-1171 E-mail jinzai@jobcafe-i.jp

4

働きやすい環境づくりを“オールいわて”で進めます！

いわてで働こう推進協議会における平成29年度取組目標が決まりました。

地方創生の動きが活発化している一方で、県内産業を支える人材不足が深刻化しています。これにはさまざまな要因がありますが、個々の企業だけではなく、岩手全体で取り組むべき重要な課題です。

この課題に対応するため、平成28年2月に設立した、行政、産業・経済団体、教育機関などで構成する「いわてで働こう推進協議会」では、平成29年度から次の7つの取組目標を掲げ、推進していくこととしています。

本協議会事業への事業者の皆さまの御理解と御協力をお願いします！

カテゴリ	取組目標
県内就職	① 新卒者等の県内就職の促進 ② U・Iターンの促進 ③ 県内企業の認知度の向上
起業・創業	④ 起業・創業支援の強化
雇用・労働環境	⑤ 働き方改革の推進 ⑥ 処遇改善の推進 ⑦ 職場定着の促進



問い合わせ先

岩手県雇用対策・労働室（雇用対策担当）

☎019-629-5591

5

平成29年4月から県が締結する契約に関する条例が完全施行されます！

特定県契約に係る法令遵守状況の報告等の制度が、平成29年4月1日から施行されます。

県が締結する契約に関する条例が平成28年4月1日から一部を除いて施行されていますが、未施行の特定県契約に係る法令遵守状況の報告等の制度が平成29年4月1日から施行されます。

この制度は、県と特定県契約（＝表1の種類及び金額の要件に該当する県契約）を締結した者（＝特定受注者）に対し、知事等が特定県契約に係る工事や業務に従事する労働者に関する賃金及び社会保険に関する法令遵守の状況についての「報告」や、必要に応じて「調査」を求められることができます（表2参照）。詳しくは、県ホームページの情報をご確認ください。

⇒ <http://www.pref.iwate.jp/koyouroudou/35816/index.html>

県が締結する契約に関する条例

検索

引き続き、最低賃金や社会保険に関する法令遵守などの適正な労働条件の確保の徹底と持続可能で活力ある地域経済の振興等の取組をお願いします。

◆表1 特定県契約の種類及び金額

契約の種類	金額の要件
工事請負契約（6月を超える契約）	予定価格5億円以上
業務委託契約 ※ 清掃、警備、駐車場の管理、施設における受付又は設備（消防設備、電気通信設備、暖冷房設備、空気調和設備及びし尿浄化槽）の運転及び保守に係る業務（以下「清掃等業務」という。）のいずれかを含む契約（6月を超える契約）	予定価格3千万円以上
指定管理協定 ※ 清掃等業務のいずれかを含む協定（6月を超えるもの）	指定管理者の募集に係る委託料の上限度額又は委託料の額が3千万円以上

◆表2 報告対象となる労働者及び報告事項

報告対象となる労働者	報告事項
特定県契約の履行の場所において、当該特定県契約に係る業務に直接従事する労働者 ※ 管理又は監督に係る業務その他知事が別に定める業務に従事する者は除きます。	① 労働者の1時間当たりの賃金額 ② 労働者の社会保険の加入状況 ③ 特定受注者及び下請負者の労働保険番号 ④ 労働者に賃金を支払った年月日 等
工事請負契約 建設業法第2条第5項に規定する元請負人又は下請負人に雇用される労働者	
業務委託契約 指定管理協定 清掃等業務に従事する労働者	

問い合わせ先

岩手県雇用対策・労働室（労働担当）

☎019-629-5581

長時間労働の抑制、労働時間の適正な把握の徹底を！

厚生労働省や岩手労働局の監督指導結果が公表されました。長時間労働の抑制、労働時間の適正な把握の徹底をしましょう！

□ 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（厚生労働省・平成29年1月17日公表）

平成28年4月から9月までに長時間労働が疑われる10,059事業場に対し監督指導を実施した結果、対象となった10,059事業場のうち、**違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導が行われたのは4,416（43.9%）事業場**で、このうち実際に**月80時間を超える残業が認められた事業場は、3,450事業場（78.1%）**でした。

また、監督指導実施事業場のうち、**1,189事業場（11.8%）**に対して、労働時間の管理が不適正であるため、**労働時間を適正に把握することなどの指導**が行われました。

◆労働時間適正把握に係る指導状況

指導 事業場数	指 導 事 項					
	始業・終業時刻 の確認・記録	自己申告制による場合			管理者の責任	労使協議組織の 活用
		自己申告制の 説明	実態調査の実施	適正な申告の 阻害要因の排除		
1,189	691	163	469	81	38	8

□ 平成28年度県内建設業一斉監督の実施結果（岩手労働局・平成29年2月1日公表）

平成28年12月1日から同月26日までに、岩手労働局管内7労働基準監督署が建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施した結果、監督指導実施123現場のうち、**法違反が認められた現場数は69現場（違反率56.1%）**あり、元請事業者の講ずべき措置等の違反が57現場（違反率46.3%）、墜落防止措置の違反が41現場（違反率33.3%）でありました。

また、今回は、労働災害防止対策に加え、新たに、過労死等の防止対策として、建設工事現場の労働時間管理についても点検が行われ、**違法な時間外労働が2現場（違反率1.6%）、過労死ラインの80時間を超える時間外労働が行われていた現場が4現場（3.3%）**ありました。

□ 「過労死等ゼロ」緊急対策が公表されました！

厚生労働省が平成26年に設置した厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」では、過労死等の発生が後を絶たない状況を踏まえ、平成28年12月26日に「過労死等ゼロ」緊急対策を公表し、長時間労働の抑制や過労死等防止のために、さらに強力に取り組を進めていく方針を打ち出しました。

同対策の詳細については、厚生労働省ホームページから御確認ください。

⇒ <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/151106-03.pdf>

◆「過労死等ゼロ」緊急対策の概要

項 目	内 容
1 違法な長時間労働を許さない取組の強化	(1) 新ガイドラインによる労働時間の適正把握の徹底 (2) 長時間労働等に係る企業本社に対する指導 (3) 是正指導段階での企業名公表制度の強化 (4) 36協定未締結事業場に対する監督指導の徹底
2 メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化	(1) メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導 (2) パワハラ防止に向けた周知啓発の徹底 (3) ハイリスクな方を見逃さない取組の徹底
3 社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化	(1) 事業主団体に対する労働時間の適正把握等について緊急要請 (2) 労働者に対する相談窓口の充実 (3) 労働基準法等の法令違反で公表した事案のホームページへの掲載

□ 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」

厚生労働省は、「過労死等ゼロ」緊急対策の取組の1つである「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を平成29年1月20日に策定し、ホームページで公表しています。本ガイドラインを活用し、労働時間の適正な把握を徹底しましょう！

⇒ <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/151106-04.pdf>

7

「働き方改革実践ノウハウ獲得セミナー」を開催します！

働き方改革に関する講演、事例紹介等を内容としたセミナーを開催します。

開催日時	2月13日(月)、2月14日(火) 13:00~18:00 ※両日とも同じ内容です。
場所	大通会館リリオ 3F イベントホール (盛岡市大通1-11-8)
対象者	中小企業の経営者、人事労務部門の責任者や担当者
内容	① 「働き方改革で“ソ”をしない、働き方改革で“ク”をする！」ために ② 実際に効果を生んだ中小企業の取組事例 ③ 会社ぐるみで取組みを続けるために必要な「対話」とは ○ 登壇者等による個別相談会(1日目2日目ともセミナー終了後)(事前予約可能) ※希望される方は厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」の自己診断の実施をお願いします。⇒ http://work-holiday.mhlw.go.jp/diagnosis/
申込方法	セミナー専用ホームページからお申し込みください。 ⇒ http://partner.lec-jp.com/ti/wsr/

問い合わせ先

平成28年度厚生労働省委託事業 運営事務局 (株)東京リーガルマインド内)

☎ 03-5913-6085 E-mail rodo-seminar@lec-jp.com

8

「男性のためのワークライフバランスセミナー ~今日からはじめる！忙しい男性の働き方改革講座~」を開催します！

開催日時	2月28日(火) 18:30~20:30
場所	岩手県民情報交流センター アイーナ 501A (盛岡市盛岡駅西通1-7-1)
対象者	20代~40代の男女 50名
内容	① セミナー：男性にとってのワーク・ライフ・バランスとは？(18:30~19:15) 講師：NPO法人ファザーリング・ジャパン東北 後藤 大平 氏 ② ワーク：実践！今日からはじめる働き方改革(19:15~20:30)
申込方法	下記問い合わせ先に、お電話又はメールにてお申し込みください。

問い合わせ先

岩手県男女共同参画センター ☎019-606-1761 E-mail danjo@aiina.jp

9

「出前無料労働相談会」を開催します！

職場のトラブルで悩んでいませんか？岩手県労働委員会*1の委員が相談に応じます。


期 日	時間	会 場
2月26日 (日)	13:00~ 16:00	いわて県民情報交流センターアイーナ7階 ミーティングルーム707 (盛岡市盛岡駅西通1-7-1)
3月4日 (土)	受付終了*2 15:00	岩手県大船渡地区合同庁舎(大船渡市猪川町字前田6-1)

※1 労働委員会は、中立公正な立場で労使間の紛争の解決を図るために設けられた県の行政機関です。

※2 電話による御予約を受け付けています。当日、会場での申し込みも可能ですが、なるべく予約していただくようお願いいたします(予約された方が優先となります)。

※3 労働委員会事務局では、相談会の開催日以外にも職員が相談をお受けしています。お気軽に御相談ください。8:30~17:15まで(土・日曜日、祝祭日、年末年始は除く)

問い合わせ・予約先

岩手県労働委員会 労働相談なんでもダイヤル  0120-610-797

10

「平成29年度いわて就職ガイダンス」への参加企業を募集します！

岩手で就職を希望する方を対象とした会社説明会「平成29年度いわて就職ガイダンス」への参加企業を募集します。

開催日時	平成29年4月8日（土）11：00～16：30
開催場所	アピオ 岩手産業文化センター（滝沢市砂込389-20）
参加対象	平成30年3月卒業予定の学生、既卒者（第二新卒を含む）、一般求職者
募集期間	平成29年2月14日（火）～3月7日（火）
募集企業	岩手県内に就業場所があり、正社員の求人活動を行う企業（約150社）
その他	事前にウェブサイトでの企業登録が必要となります。⇒ https://www.furusato-i.or.jp/ ウェブサイトへの登録や就職ガイダンスへの参加費（交通費を除く）は無料です。登録の流れやイベントの詳細等がウェブサイトに掲載されていますので御確認ください。

問い合わせ先 ▶ 公益財団法人ふるさといわて定住財団 ☎ 019-653-8976

11

岩手の仕事・就職情報サイトに“シゴトバクラシバいわて”に企業紹介を掲載しませんか？

若者やU・Iターン希望者に広く自社のことをPRしたい、就職希望者向けの自社のPRツールを増やしたいという企業のみなさまに耳よりなお知らせです。いわてで働こう推進協議会で運営する「シゴトバクラシバいわて」では求人したい企業の情報を無料で掲載しています。

職場の雰囲気や伝わるメッセージと写真で効果的にPRします！サイトには次のような情報を掲載します。

掲載情報	▶事業所データ（会社概要） ▶事業所PRと職場の写真 ▶社員からのメッセージ ▶求人情報など
------	---

※ 実際の掲載内容は、こちらから御確認いただけます。⇒ <http://www.shigotoba-iwate.com/iwate/>

問い合わせ先 ▶ ジョブカフェいわて ☎ 019-621-1171
 岩手県雇用対策・労働室（雇用対策担当） ☎ 019-629-5591

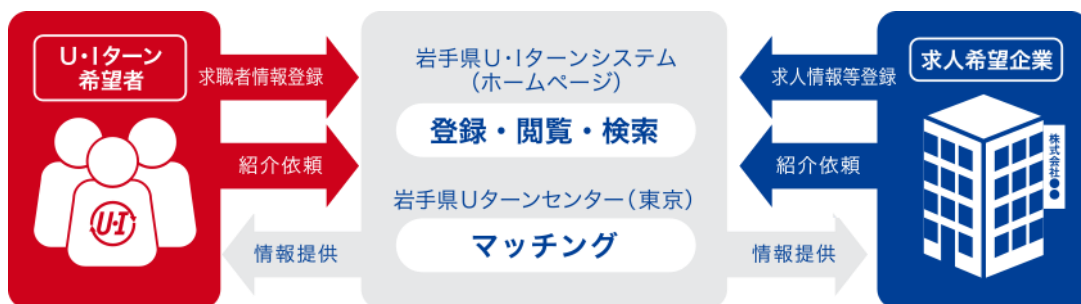
12

岩手県U・Iターンシステム ～求人情報をご登録ください～

岩手県U・Iターンシステムに求人情報を登録する企業を募集しています。

「岩手県U・Iターンシステム」は、岩手へのU・Iターンを希望される方と人材を求める県内企業とのマッチングを支援するwebサイトです。

企業情報・求人情報を登録いただくことで広くPRできるほか、U・Iターンを希望する求職者の情報検索も可能です（個人情報を除く）。採用を検討したい求職者がいた場合には、無料職業案内所の岩手県Uターンセンター（東京）を通して応募の打診が可能です。ぜひ、ご登録ください！



※ 求人情報の登録はウェブサイトから行うことができます。
 ⇒ <https://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s17Uiturn/login.html>

問い合わせ先 ▶ 岩手県Uターンセンター（東京） ☎ 03-3524-8284
 岩手県雇用対策・労働室（雇用対策担当） ☎ 019-629-5591

3 各種助成金のお知らせ

平成28年度の助成金についてお知らせします。ご利用ください。

1 中小企業の生産性向上を支援します！業務改善助成金の拡充のお知らせ！

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上上げた場合、その費用の一部を助成する「業務改善助成金制度」が拡充されました。

助成対象が広がりました！

事業場内最低賃金800円未満から、1,000円未満の全国47都道府県に事業場を設置している中小企業・小規模事業者に拡充されました。

※ 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

5つのコースで利用しやすくなりました！

従来の1コース（事業場内の最低賃金引上げ額60円以上）から、5コース（同30円～120円以上）に拡充されました。

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^{※1} (労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^{※1})	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	※1 生産性要件を満たした場合には3/4 (4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
90円以上	7/10 ^{※1} (労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 ^{※1})	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場
120円以上	※1 生産性要件を満たした場合には3/4 (4/5)	200万円	の事業場

助成金の対象用途が広がりました！

設備・機器の導入に加え、新たにサービスの利用も対象となりました。

事例
POSレジシステム導入による在庫管理の短縮/リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮/インターネット受発注機能があるホームページの作成による業務の効率化/顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化/NEW 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上/NEW 人材育成・教育訓練による業務の効率化

ご相談のお問い合わせは、岩手県最低賃金総合相談支援センター（☎0120-198-077）、申請のお手続きは、岩手労働局 雇用環境・均等室（☎019-604-3010）にて受付いたします。

こちらもチェック⇒業務改善助成金特設サイト：<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>

問い合わせ・申請先

岩手労働局 雇用環境・均等室 ☎019-604-3010

「いわて労働NEWS」に関する問い合わせ先

岩手県商工労働観光部
雇用対策・労働室

〒020-0024 盛岡市内丸10-1
☎019-629-5581 FAX019-629-5589

「いわて労働NEWS」は、県ホームページ（<http://www.pref.iwate.jp/>）からもご覧いただけます。

県HPサイト内検索

いわて労働NEWS

検索

平成29年2月発行